

村のようす

(50年2月1日現在)

世帯数 1,419戸 (+3)
 人口 7,231人 (+10)
 男 3,526人 (+4)
 女 3,705人 (+6)
 面積 46.62km²

広報 たまかわ

編集・発行

福島県石川郡
 玉川村役場企画課

印刷所

須賀川市加治町69
 (有) 円谷印刷



春のあしおと

春は、もうすぐお隣りまできている……というのに、寒さはまだきびしく、はあつと手のひらにかかる息も白く、身にしみます。

各地で、大雪の便りもしきりなのに、このところ、乾き切った寒い日がつづきます。でも、この寒さにも負けず案外、せんたく物のかわきのよいのは助かります。

三日は節分、四日が立春。春というのは、この立春から立夏(五月六日)の前日までのおよそ九十日間をいい、月でいえば二月、三月、四月にあたりますが、自然の営みは各地によつて早い遅いのズレがあり、季節的には、三、四、五月を「春」と感じていらつしやる方のほうが多いのではないでしようか。

地面には雪がのこつていて、まだ、冬の装いの濃いこの頃ですが、流れのほとりでは、一足早い春が芽をふくらませていきます。

立派な社会人に(147名が成人)



五十年成人式は、一月十五日午前九時三十分から役場会議室で、成人該当者百四十七名中百六名が出席して挙行されました。

式は矢吹教育長の開式のことばで始まり、全員で君が代を斉唱し、次いで小針村長が式辞をのべたあと、成人者に成人証書と記念品のアルバムが交付されました。

続いて、大野県議、小針村会議長、小原選管委員長、根本須釜中学校長などの来賓から祝辞があり、成人者を代表し

きもの姿が目立つ成人式で車田寛蔵くんが、「輝かしい人生の門出としての成人式の感激を忘れず立派な社会人になります。」と謝辞をのべ、草野助役の閉式のことばで式が終ったあと、福島市円通寺住職、吉岡棟一先生の「国際的視野を広めよう」と題する記念講演があり、参加者に深い感銘を与えました。最後に成人者の記念撮影で、今年も華かな成人式が終了しました。

年金制度は通算されます

わが国には、現在八種類の公的年金制度があり、その人の職業により加入する制度が異なっています。すなわち、会社や工場に勤める人は厚生年金保険に、船舶や漁船の乗組員は船員保険に、農業や自営業を営む人は国民年金に、官公庁に勤める公務員や公共団体の職員は各種共済組合に加入することになっており、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかれています。

これは通算年金制度です。加入期間が通算される年金制度は、次の八種類の公的年金制度です。

一、通算される年金制度

- (一) 厚生年金
- (二) 船員保険
- (三) 国民年金
- (四) 国家公務員共済組合
- (五) 地方公務員等共済組合
- (六) 私立学校教職員共済組合
- (七) 公共企業体職員等共済組合
- (八) 農林漁業団体職員共済組合

たとえば...



二、通算される加入期間

通算される加入期間は原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あり、かつ、昭和三十六年四月一日以後の加入期間でなければなりません。が、厚生年金保険と船員保険の加入期間は、同日以後にいずれかの年金制度に加入すれば、同日前の加入期間も通算の対象となる加入期間となります。

贈与税の申告はお早目に

昨年中に個人から四十万円を超える財産をもらった方(三年以内に同じ人から各年二十万円を超える財産をもらった場合も含む)は贈与税がかかるので、今年二月一日から三月十五日までに申告と納税をする必要があります。

しかし、教育費や生活費及び香典等で常識的なものは贈与税がかからない場合もあります。また、婚姻期間が二十年以上の夫婦間の贈与では、配偶者控除として最高五百六十万円までの控除が認められる場合もありますから、詳しいことは最寄りの税務署にお尋ね下さい。

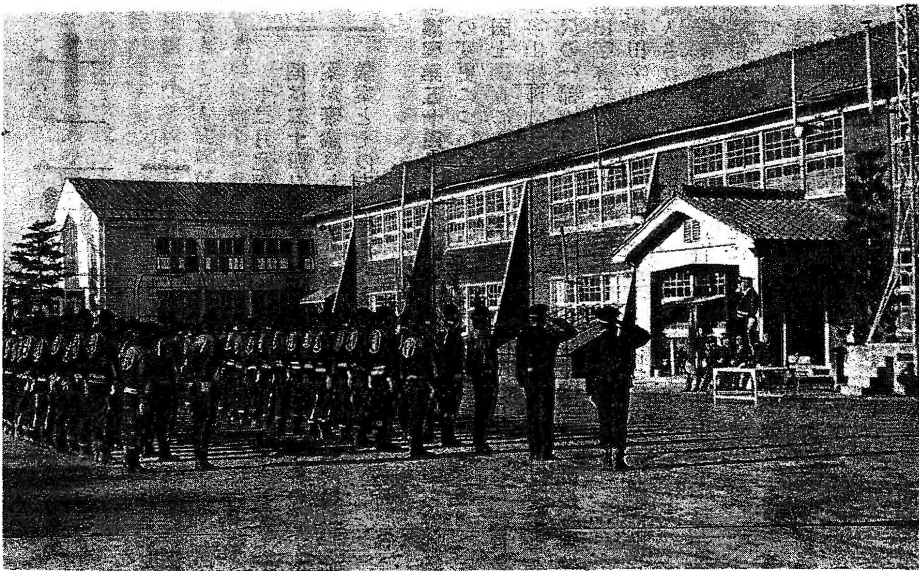
恒例の

消防出初式

恒例の消防出初式は、一月六日午前九時より、泉中学校校庭に、団員二百五十名が参加して行なわれました。昨年は火災が多かったせい

もあって、「今年こそは火事を出さないぞ」という団員一人一人の意気込みが感じられる出初式でした。

◀ 出初式の様子



梅の木は、自然の性質にまかせておくと、太い枝が多くなり、結果枝（成り木）が少なくなつて、果実の結果が悪くなります。梅は一般に放任樹（管理をしていない樹）であり、樹の大ききの割合に収量が少なく、品質も悪いものが多い。

これは、せん定をしないため、樹冠内部への日照の透入が悪く、はげ上るためです。ことに、成木から老木になる

と結果枝も少なく、古いため果実の肥大も悪く、収量も少なくなつてしまします。少量も少なく、落果も多いので利用できません。

「梅」のせん定をしよう

梅の枝は、三〇五センチメートル位の伸長した短果枝に良い実がつき、結果歩合も高いもので、中果枝は補助的に作り、品質の良い梅を多く収

獲出来るようにすることが大切です。「桜切るバカ、梅切らぬバカ」という「ことわざ」にもあるとおり、今年は梅をせん定して、来年良い実を多く収穫する準備をすることが必要です。

せん定の時期は二月末日頃まで終るようになります。今年はずいぶん実施しましょう。

（石川農業改良普及所）

生活の一部にしよう火の点検

「昭和五十年春季全国火災予防運動」

④ 寝たばこの防止

⑤ たばこの投げ捨て防止

これから、火災が発生しやすく、また、季節風などにより大火になりやすい時期を迎えます。

そこで、二月二十八日から三月十三日まで、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

尊い人命を奪ったり、大切な財産を灰にしてしまうおそろしい火災を、地域から出さないよう、次の点について注意しましょう。

- ① 火気使用場所の点検の習慣づけ
- ② 外出、就寝前の火の元の点検
- ③ 老人、幼児、病人の就寝場所の点検



山火事を防ごう

- ⑥ たき火の跡始末の徹底
- ⑦ 電気器具の点検
- ⑧ 子供のしつけと「マッチ」などの置場所の点検
- ⑨ 車両の防火点検

雪道はすべり
ます

二月四日は立春で、本格的な春も、もうすぐといったところですが、二月はいちばん雪のふるの多い月とされています。

車を運転するものにとつて、雪道や凍結した道路はスリッパしやすく、とてもいやなものです。

雪道や凍結した道路を走る場合は、必ずチェーンをつけ、スピードをおとし、十分な車間距離をとって、スリップ事故をおこさないよう注意しましょう。

十二月定例議会から

一般会計六千五百四十九万九千円を補正

十二月定例議会は、十二月二十日招集され、期は二十四日までの五日間と決定され十件の議案が審議され原案どおり可決されました。提出議案とその内容は次のとおりです。

◎議案第五十四号 字の区域の変更について
国土調査により、大字南須釜字山新田に大字南須釜字大井沢の一部六筆と、大字四辻新田字弥左エ門平に大字四辻新田字川久保の一部一筆が編入されるよう変更する。

◎議案第五十五号 公立岩瀬病院組合規約の一部改正について
規約中「副管理者及び収入役各一人を置く。但し副管理者はこれを置かないことができない」を「副管理者及び収入役各一人を置くことができない」に改め、監査員の任期三年のものを四年に改める。

◎議案第五十六号 職員給与に関する条例の一部改正について
国家公務員の給与改定に準じて一般職員の給与を改正するもの。

◎議案第五十七号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
経済状況の変動や一般職員

◎議案第六十一号 昭和四十九年度玉川村民健康保険特別会計補正予算(第二号)
百十八万七千円を追加し総額一億二千九百五十五万一千円となった。

◎議案第六十二号 昭和四十九年度玉川村広域簡易水道事業会計補正予算(第三号)
二百七十万円を追加し総額

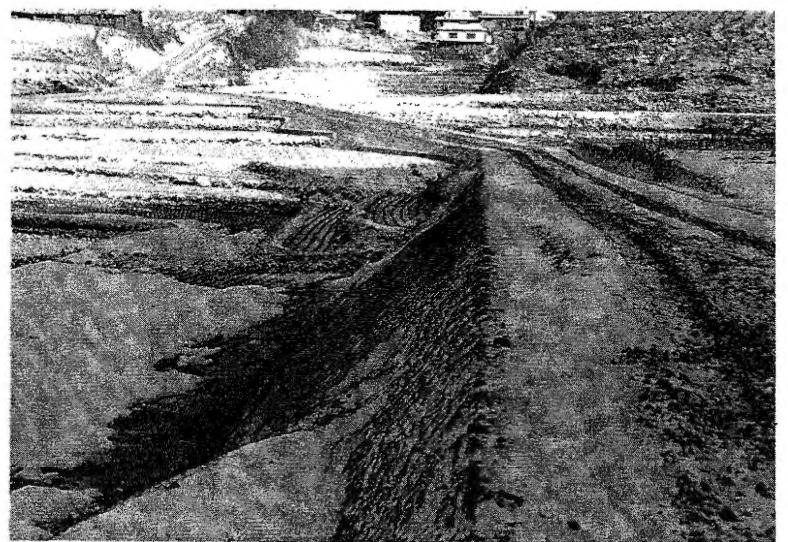
一般質問

◎産業土木行政について

問 道路改良の負担金の問題ですが、農村へき地振興事業としての道路改良等については、用地を無償提供の上部落に負担金が課されるが、財源に乏しい区が大半であると思

う、現在村の一般道路については適正価格で用地を買収し、負担金なしで改良されているが事業の内容がどうであるか、村長が常に生活道路優先に行いたいという考え方が、道路については地域差の面からも、へき地の面から

も、金額村が負担するよう改めるべきであると思うが考え方を伺いたい、又既に採択された各路線について、いまだ施行されていない所が沢山あるがその後の実施見通しと着工出来ない理由について伺いたい。



へき地農山漁村振興特別対策事業により出来上った近館石地区農道

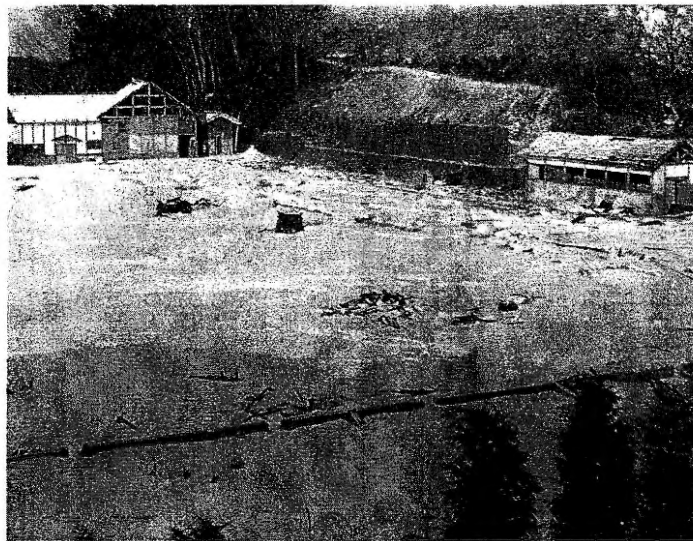
◎道路行政について
問 吉入口から古金塚までの路線は吉の根幹道路でありますが、非常に狭く、大型車は通行出来ません、これが拡張

について区民が望んでおりますが、一挙に出来ないとすれば一〇〇メートルでも、二〇〇メートルでも良いから実施する考えがありますか。又須釜中学校の入口の通路は、雨、又は雪の際非常に悪路になり通学に不便を来している、又児童館の入口通路についても同様ですが、公共施設の優先を考えた時、舗装工事を実施する考えがあるかどうか。

答 荒田・古金塚線の拡張についてですが、勿論吉部郷にとっても、玉川村にとっても重要な路線と考えておりま

す。この路線の改良整備等については検討を重ねていきます。この路線の取上げ方ですが、開拓パイロット事業とも関連しておりますので、本道路を開き基幹道路に編入してもらいたいと云う陳情、折衝をしております。出来るだけ開き事業で改良を進めたいと考えておりますが、どうしてもはじけたと云うことになれば、その時点で、勿論来年やると、はっきり云われませんが、村の事業でやりたいと云うように考えております。次の須釜中学校と、児童館の出入口の通路の舗装をどうするかと云うお尋ねであります。これも確保してありますので、ある程度の金額を投入出来る見込であります。本年度の予算執行については、学校の通路、あるいはその他の重要道路を検討、選考して、予算の範囲内でやれる路線については、本年度追加予算でやりたいと云うように考えております。

問 通学道路あるいは、児童館入口道路、こう云うものの整備を考えているとおっしゃいましたが、現在通学路として、中の藤井修理工場から伊東薬局に通じるあの間は、村道としても通学路としても玉川第一小学校の三分の二の生徒が通学をしている、それから、泉中学校から玉川第一小学校に至るあの間においては、ご覧の通りの現況でございます。



校舎が取りこわされた旧須釜小学校跡地

可成な路線について今年度の予算で行ないます。問 これは水道にも関係あるうと思いますが、村道舗装の関係で質問いたします。消火栓あるいは排泥井の設置個所に道路の高低があり事故の問題も考えられますので、そう云う個所の周囲一メートルないし二メートルを舗装すること

とが出来ないかどうかお伺いいたします。答 個所数も相当ありますので、技術的にも現地を見たりして検討させて頂きたいと思

◎文教問題について

問 須釜中学校々庭整備につ

まりにも見ぐるしい状態ではないか、これをどの様に処置されるかお伺いいたします。次に須釜小学校の裏道、南須釜行人塚より奥平の旧道路で大木医院の裏道路の設置、須釜小学校排水路等の整備など不完全であり、数秒利なども完全に終っておりません、昭和五十年予算で完備する考えがあるかどうか、次に母畑・石川中学校が統合された場合、千五沢・青井沢から母畑中学校へ通学している生徒が須釜中学校に転校通学する様な場合の対策についてどう考えているか、次に水道関係について、すでに北須釜小泉地内に消火栓を設置するよう個所等は確認され設置するべく云われておりますが、いまだに設置されていない、一朝有事の場合を考えた時の処置についてどのように考えているか。

局であの建物を置くか置かないかと云うことを現在検討中でございます。校庭の整備については、取こわした所から逐次ブルドーザーで整備して行く方向でおります。須釜小学校の裏道の設置については、後でその現場等を当たって見たいと思っております。校庭につきましては、村としても必ずしも不備だらけ不完全だと思っております。勿論充分とは考えていませんが、これから低い部分とか、ぬかる部分には砂を継続的に入れて行きたい。排水等についても徐々に整備したい。石川中学校統合問題ですが、統合中は五十二年四月から開校と云う予定になっているそうです。従ってその時点で本人達がやはり石川統合中に行くんだ、と云う事であればこれはやむを得ないと思っております。しかし本人達が石川が遠いから今度は須釜中に行きたい、ということであれば本村としては、これは喜んで受入れると云う考えでおります。しかし現在のところこれらについて全々須釜中にも、教育委員会にも、本人から何の申出も御座居ません。そう云う申出があれば、その時点でこれを考えて行きたいと思っております。北須釜小泉地内の消火栓設置については、今回の補正予算に追加しておりますので議決をまつて着工したいと思っております。

所得税の申告 はじまる

昭和四十九年分所得税の確定申告と納税の受付は二月十六日からです。確定申告をしなければならぬ人は、四十九年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除の合計額より多い人などで、期限は三月十五日までです。早目に申告と納税を済ませましょう。

なお、納税には振替納税の制度を利用されますと大変便利です。

また、申告した税金を一度に納めることができない場合には、延納の制度もありますから税務署にご相談下さい。

- 所得税の還付申告は1月から受付ております。早めに提出しましょう。
- 還付される税金が(3万円以上)となる方は、極力銀行(信用金庫を除く)に普通預金口座をつくり、そこに還付金の振込が出来るようにして下さい。

ますます有利に

『農業者年金制度改正』

一、新しい年金額

年金が二・二倍に引き上げられ、この結果貰える年金はたとえば、経営移譲年金についてみると、

(一)、保険料を五年納めて貰える人の年金額は、毎月一万七千六百円、年額で二十一万一千円。

(二)、年金額の物価スライド制の導入

将来の物価の変動にに応じて、年金額が自動的に改正されることになりました。

昭和四十九年度の消費者物指数を基準にして、今後一年間または継続する二年間以上の間に五%を超えて変動した場合に、その変動率を基準にして改正されることになっており、この結果、インフレによる年金額の実質的価値の減少が防止されることになったわけです。

三、新しい保険料

保険料も改正され、月額千六百五十円になりました。

なお、国からこれに上乗せして、保険料の七分の三に相当する額が補助されます。

四、出稼き者等に対する措置

今回の改正で、出稼き期間に計算されることになり、今までの出稼き者に対する不利が是正されることになりました。

年金は、保険料を納めた期間が二十年（年令によって五年から十九年の特例措置があります）以上ないと貰えないことになっていました。しかし今回の改正では、年金に加入して保険料を納めた期間と出稼き期間との合計が二十年

（年令に応じて五年から十九年）以上になれば年金が貰えることになったのです。出稼きに行く人も安心して農業者年金に加入出来るわけです。

五、離農給付金支給制度の改正

(一)、給付金の額が二・二倍に引き上げられました。

この結果、高令のため年金に加入できない人が離農した場合の給付金の額は、三十五万円が七十七万円に、その他の人が離農した場合は、十五万円が三十三万円に引き上げられることになりました。

(二)、今までは、他の農家に農地を売って離農した場合にのみ給付金の支給の対象とな

っていたのですが、他の農家に農地を貸し付けて離農した場合も支給の対象にされることになりました。

六、その他の改正点

(一)、一時金（脱退および死亡一時金の額も年金に準じて引き上げられました。）

(二)、保険料の納付方法について、一年に一回に支払う前納割引の道も開かれました。

(三)、すでに二年間の時効が完成し保険料を納められない人や加入できなかった人を救済する措置がとられることになりました。

すなわち、大正五年一月二日から、大正七年一月一日までの間に生れた、農業者年金被保険者の、時効になっていた

期間の保険料が、納付できないようになりました。ただし、この場合の保険料の額は、新保険料一千六百五十円（二カ月）が適用になります。この他、出稼等に出ていたた

(参考)

年金給付額の新旧対照表

保険料納付期間	経営移譲年金		農業者老齢年金	
	新	旧	新	旧
5年	17,600 ^円	8,000 ^円	2,200 ^円	1,000 ^円
20年	35,200	16,000	8,800	4,000
25年	44,000	20,000	11,000	5,000
30年	52,800	24,000	13,200	6,000

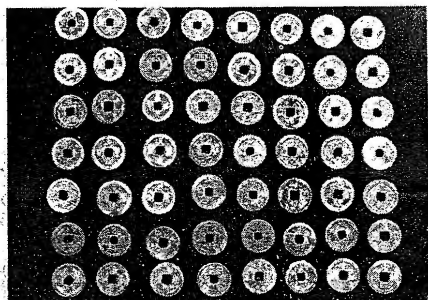
(注) ① 上表は月額です
② 経営移譲年金は、60歳から64歳の間の給付額であり、65歳以降はこの表の10分の1の額となります。

現代「二二はれワンワン」

「昭和の花咲かじいさん」とでも申しますか、畑の中から古銭がざくざくと出てきたという話。

話の主は岩法寺の大竹信雄さん。義明さん親子、きゅうりをつくるためトラクターで畑を深耕したところ、ばらばらの古銭が数枚出たのでクワで更に深くほったら、三十センチメートル余りのところから数十枚づつくつき合った古銭が出てきたということである。

また古銭は、文字によって分類されるが、楷書あり、れい書あり、行書、てん書とそ



掘り出された古銭の一部

らしい文字であり、筆者は唐、宋の一流の書家の書いたものであると思われる。数は八百四十三枚、名称からは約

四十種、文字の字体によると百種近くになる。全部中国銭で日本銭は一枚もない。さて、これらの古銭がなぜ畑の中に埋っていたか、中国の古い時代の銭がどうして東北のこの地までこぼれてきたか、だれもが不思議に思うだろう。

この疑問に対して、この道の専門家は次のように話してくれた。

平安時代から鎌倉時代、室町時代の我が国では、中国（唐や宋）から銭を輸入して通貨として使用していた。そして当時の商人がそうした金を地方にはこんだから当然東

(村史編さん室調)

統一地方選挙間近

明るい選挙を
行いましょう

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が公布され、県議会議員の選挙は昭和五十年四月一日告示、昭和五十年四月十三日投票に、村議会議員及び村長の選挙は昭和五十年四月二十日告示、昭和五十年四月二十七日投票にそれぞれ選挙期日が統一実施されることになりました。

又公職選挙法施行令の一部改正により、身体に重度の障害がある者については郵便による不在者投票（在宅投票）ができることになりました。

（このことについて詳しいことは村選挙管理委員会へお問合せください）選挙は私たちの代表を選ぶ大事な行為です。「選挙をきれいにする国民運動」も積極的に推進されようとしております。明るく選挙を行ない良い代表を選んでより良い県政を、そして村政をしていただくようにしたいと思います。



国民年金の附加年金について

国民年金の附加年金は、被保険者の「より高い保険料を納めてより高額の年金を受けとりたい」という強い要請にこたえて設けられたものです。

この制度は、定額保険料千二百円のはかに附加保険料四百円を掛けると、その掛けた期間に応じて、一定の額が上積みされた年金が支給されるようになります。最近の統計による

です。たとえば、老齢年金と六十五才の人の平均余命は男子が十三年、女子が十六年となつていますから、納めた附加保険料の額十二万円（二十年納付）と比べてみますと男子の場合で七・五四倍、女子では九・二八倍となつて返ってくるようになります。

又、この年金額は経済成長に伴う生活水準の上昇にあわせて増額されますので、非常に

有利な制度です。

附加年金に加入して、より高額の年金をうけ、豊かな明るい老後をすごしたいものです。

環境週間の 標語募集

環境庁において昭和五十年環境週間の標語を、つぎの要項によって広く一般から募集します。

募集の内容は公害の防止、自然保護など環境の保全についての意義を強調したものとします。

応募方法

官製はがき一枚に一標語とし、住所・氏名・年令・職業（児童・生徒・学生の場合、学校名・学年）郵便番号をおたづね下さい。

を明記して下さい。
送り先
東京都千代田区霞ヶ関三の一（郵便番号一〇〇）
環境庁総務課広報室
締切
昭和五十年二月二十八日（当日消印有効）
くわしいことは役場企画課におたづね下さい。

交通事故多発地？

年末、年始の交通事故防止運動は、「飲酒運転と歩行者の事故をなくそう」をスローガンに、十二月十五日から一月十四日まで実施しましたが、この期間中に村内では、五件の交通事故が発生し、一人が死亡、十人が「ケガ」をしました。

これは石川警察署管内で、石川町に次いで発生件数が多いもので、事故防止に対する村民一人一人の尚一層の努力が望まれます。

また、四十九年中に村内で発生した交通事故は、二十五件で、死者三名、負傷者四十名、となつており、前年とくらべ、県全体で二十パーセントも減少している中で、我が村では逆に、発生件数で一件、死者一名、負傷者十一名、とそれぞれ増えていきます。

死亡事故は、三件発生し保管しましょう。



銃の保管は 厳重に

今年も、二月十五日で狩猟期間が終了しますが、狩猟期間が終わったから、銃の保管が悪いため、盗まれたりして、犯罪に利用されるなどの事件が発生しています。銃は使わないときも厳重に保管しましょう。

電気も大切な資源

「ものを大切に作る運動」

前号では「ガス」について述べましたが、今回は「電気」について考えてみましょう。

私達が毎日使っている電気は、過去十年間で約三倍も消費量が増えています。

しかも電気の約八割は、石油が石油を燃やしてつくる火力発電であるため、節電は石油の節約にもつながるのです。

ではその具体的な節約例について述べてみましょう。

▽掃除機の掃除もお忘れなく

電気掃除機はホコリはこまめに捨てましょう。ホコリがたまると吸い込む能力が低下し、電気をくうだけでなく掃除機の寿命も短かくします。

▽日光を見ない方が結構

冷蔵庫は、発熱器具のそばや、日光の直射を受けるところにおくと余分な電力を使います。これをさけると約三十パーセントの電力が少なくて済みます。

▽見えないところにも気を付けて

電気コタツを使うとき、下にマットなどをしくと熱をにが

△電気の節約

電気コタツで温度調節のできるものは、低い温度目盛りで使いましょう。「強」、「中」、「弱」でそれぞれ百ワットぐらいの差があります。

△壁の光、窓の雪とまでは申しませんが

部屋を出るときは電灯のスイッチはこまめに消し、つけ放しはやめましょう。

△テレビいあく、つけたら見

テレビを見ないときは消し

しましなう。誰も見ていないの

についている時間は以外に多い

のものです。また瞬間受像式の

テレビは、画面が消えていても常に六ワットぐらいの電

秋色動く

溝井 一郎

昨日よりも紅葉に変わる前山に夕焼空がしみて紅濃き

松の木は黄ばめる下葉散らしつつ山雀鳴

けり霜しるき朝

庭いつばいに咲くコスモスも乱れたり限

界過ぎしもの美しからず

夕焼が河原堤にかがやきて長長続く螢の

穂波が

説明の声遠のきて眠りしが雪山高き窓に

目ざめし(あづみ農協にて)

村民囲碁将棋大会



▲ 熱戦のようす

公民館主催の村民囲碁将

棋大会は、一月二十六日に圧

川村公民館で三十五名が参加して開かれ、熱戦が展開されました。成績は次のとおりです。

囲碁A級			
優勝	相楽功男	優勝	木戸峰夫
準優勝	小原澄夫	準優勝	鈴木利明
三位	矢吹光正	三位	添田四郎
将棋A級			
優勝	山本長雄	優勝	双里正司
準優勝		準優勝	鈴木吉之
三位		三位	近内正雄



お誕生おめでとう
ございます

(一月分の出生届書から)

出生児氏名			
川 辺 三 瓶 利 雄	世帯主名	統 柄	
小 高 溝 井 久 美 子	武 正 吉 男	孫	
小 中 針 政 史 郎	竹 次 郎 男	孫	
岩 法 寺 内 田 千 恵 隆 男	長 女	孫	
岩 法 寺 大 竹 聡 美 加 美 豊 司	孫		
南 須 釜 小 大 野 原 廣 義 義 久 義 久 義 久	孫		
北 須 釜 須 田 優 子 幸 嘉 美 藏	孫		
山 吉 石 須 森 正 敏 寅 藏	孫		

ご逝去お悔み申し上げます

(一月分の死亡届書から)

死亡者氏名			
部 落 中 高 林 浅 助	年令	世帯主名	統 柄
中 小 針 ソメ	(89)	主	浅二の父
龍 崎 小 林 勘之丞	(73)	主	兼吉の父
龍 崎 鈴 木 健二	(71)	主	世志男二男
南 須 釜 大 野 静 重	(74)	正 雄	父
北 須 釜 榊 枝 チイ	(74)	三 好	母
四 辻 新 田 石 井 錦 四郎	(72)	主	周太郎の父